

(案)

富士見市公募補助金募集要項

(平成 年度)

## 1. 富士見市公募補助金とは？

『富士見市公募補助金（以下「公募補助金」といいます。）』は、地域における団体の様々な活動を応援する制度です。

富士見市では、皆様の知恵と工夫にあふれた地域の活性化に貢献するような活動など、様々な活動を応援していきます。

## 2. 制度の概要

### (1) 対象となる事業

福祉、子育て、文化、環境などの特定の分野やテーマの限定はありません。

対象となる事業の基準は、おおむね次のとおりです。

- ①市内で実施する事業であって地域の活性化などに貢献するような事業
- ②事業計画と収支計画が他の事業と明確に区分することができる事業
- ③一時的な事業ではなく、その後の事業展開により継続して富士見市に定着させることを目指す事業

### (2) 団体の応募資格

- ①団体の構成員が5人（構成員が法人である場合は、1法人につき1人とします。）以上であること。
- ②市内に活動拠点があること。
- ③規約や会則などがあること。
- ④会計に関する事務処理が適切に行われていること。

### (3) 対象とならない団体・事業

- ①営利を目的とする団体・事業
- ②宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする団体・事業
- ③政治上の主義を推進し、支持し、又はこれを反対することを目的とする団体
- ④公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする団体・事業

#### (4) 対象となる経費

公募補助金の対象経費は、事業実施に必要な経費であって、社会通念上（一般的に）適切であると認められる経費のみです。

※団体の常勤職員に対する人件費についても、公募補助金の対象経費となる場合があります。

#### (5) 補助希望額

原則、(4)対象となる経費の100分の10から100分の50までの範囲内で希望する金額が補助希望額となります。

#### (6) 補助期間

同一の申請につき3年以内です。

※補助期間終了後の再応募は可能です。

#### (7) 評価機関

市民・学識経験者で構成する『民と官の連携による公共サービス改革検討委員会（以下「委員会」といいます。）』が行います。

※最終的な決定は市長が行います。

※委員会の1次評価結果で、公募補助金の交付が不相当であるとされた団体は、公開によるヒアリングの実施を申し出ることができません（再評価の申出）。

### 3. 各種書類と事務手続

#### (1) 申込み

公募補助金の交付を受けようとする団体は、(2)の受付期間内に、次の書類を2部提出してください。窓口持参は要検討（書類不備に備え）

##### ■提出書類

- ・公募補助金申請書（様式第1号）
- ・様式第1号の添付書類
  - ア 団体概要書（様式第2号）

イ 構成員の名簿（任意様式）

※住所は町名までの記入、電話は表記不要です。

ウ 定款、規約又はこれらに類する書類（任意様式）

エ 事業・収支計画書（様式第3号）

オ 貸借対照表及び損益計算書その他団体の財務の状況を明らかにすることができる書類

※公募補助金開始年度の前年度の書類（決算期未到来のときは、決算見込）

カ 活動内容を確認することのできる書類（任意様式）

キ その他書類を募集時に別途指示する

## (2) 応募受付期間・受付時間・書類の提出先

### ■受付期間

平成23年 月 日から 月 日まで

※土日・祝日を除きます。

### ■受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

### ■提出先

市役所総合政策部政策財務課（※郵送不可+筆頭課とするか？）

## 4. 公募補助金Q&A

Q1：団体の応募資格に「構成員が5人以上の団体」とありますが、どの範囲までが構成員となりますか。

A1：団体の正会員（役員を含む。）が、5人以上いることが必要です。

なお、正会員以外の賛助会員等は含みません。

Q2：団体の応募資格に「市内に活動拠点があること」とありますが、市外の団体でも応募できますか？

A2：団体の母体の所在地が市外であっても、事業の実施（活動）拠点として事務所等が市内にあれば、応募が可能です。

Q3：富士見市在住者が一人もいませんが、応募できますか？

A3：この補助金は、地域における団体の様々な活動を応援するために制度化したものであるため、市内在住者・在勤者・在学者の有無にかかわらず、応募が可能です。

【参考：公募補助団体・事業の要件抜粋】

- ①市内に活動拠点があること。
- ②市内で実施する事業であって地域の活性化などに貢献するような事業を実施すること。
- ③一時的な事業ではなく、その後の事業展開により継続して富士見市に定着させることを目指す事業を実施すること。

Q4：お手伝いの人たちに出すお弁当や飲み物代は、補助対象経費となりますか？

A4：市民の貴重な税金を使うため、会議や準備などのときに出すお弁当や飲み物代は、すべて補助対象経費として認めません。ただし、イベント当日のスケジュールの関係（例えば、十分な休息時間をとれない）など、やむを得ない事由があると認められる場合には、補助対象経費となります。

Q5：貸切バスを用いた事業を計画する予定ですが、当日の同行に自家用車を用いた場合の高速代・燃料費は、補助対象経費となりますか？

A5：バス会社と契約した部分は、高速代等を含めて領収書等があれば、補助対象経費となります。ただし、質問にあるような自家用車の高速代・燃料費は、補助対象経費として認めません。

Q6：複数の団体で共同事業として応募したいのですが、可能ですか？

A6：この募集要項に定める要件を満たしていれば、応募が可能です。ただし、補助金は、代表となる団体に対して支払うこととなります。また、予算や決算、会計処理については、応募事業について個別の処理をお願いします。

【参考：公募補助事業の要件抜粋】

事業計画と収支計画が他の事業と明確に区分することができる事業であること。

Q7：委員会が評価する上で具体的な基準はありますか？

A7：委員会の評価は、「1団体の的確性」、「2目的・計画の妥当性」、「3期待性」、「4将来性」までの項目を、5点満点の点数方式で行います。

なお、各項目を評価するときの視点は、次のとおりです。

「1団体の的確性」

- ①団体の運営が閉鎖的でなく、広く開かれた団体であること。
- ②団体の会計処理が適切であり、補助金の使途が明確であること。
- ③会費の徴収等を行うことにより自主財源を適正に確保するとともに、自主財源の拡大に向けた取組を行っていること。
- ④事業規模に見合った自己負担能力を有していること。

「2目的・計画の妥当性」

- ①目的と効果が明確になっている事業であること。
- ②事業計画が実行可能な方法・スケジュール・予算に基づいて作成された事業であること。
- ③他の市民や他の地域、社会全体への広がりを創出するような事業であること。

「3期待性」

- ①事業に対する発想や着眼点、手法等に創造性・独創性が見受けられる事業であること。
- ②税金を投入して支援することについて、広く市民の共感が得られるような事業であること。

「4将来性」

- ①本補助金が終了した後にその事業をどのように継続していくのか、将来的な見通しがあること。
- ②自立に向けて、一般市民や他の団体、企業などとのネットワークを広げ、連携していく視点を持っていること。

Q8：交付決定通知受領後の手続は、何が必要ですか？

A8：交付決定通知は、あくまでも、公募補助金を交付するか否かを決定するものであるため、該当年度ごとに、補助金の交付を受けるための補助金申請が別途必要となります。